

《株主との建設的な対話を促進するための 体制整備・取組みに関する方針》

- 株主との対話への取組みはI Rを担当する取締役が統括します。当該取締役のもと、I R担当、企画、法務、経理等の関係者が適宜協力・連携する体制を整備いたします。
- 主要な株主との面談にあたっては、目的、内容等に応じてCEO、CFO、I Rを担当する取締役をはじめとする業務執行取締役や社外取締役が対応することとしており、決算説明会では原則としてCEO、CFO、I Rを担当する取締役が説明を行います。
- 個別面談のほか、株主総会での分かりやすい説明や投資家説明会への開催に取り組むとともに、円滑な対話を促進するために株主への情報提供の充実に努めます。
- 株主との対話を通じて把握した株主の意見等は、重要性に応じて、適宜、取締役会に報告いたします。
- 当社は、インサイダー情報の管理・開示体制や重要情報の管理について社内規程を定めており、株主との対話に際しても当該規程に基づき、インサイダー情報および重要情報の管理に留意いたします。